平成２１年（フ）第７６６号
大津市皇子が丘１丁目８番31号　204号
債務者　森下　英幸
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１号
滋賀県栗東市綣６丁目10番16―301号
債務者　矢野　　武
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０７９号
高知市桜井町２丁目１番36号
債務者　小川　和代
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１５号
高知県土佐市蓮池1451番地
債務者　矢野　万子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３０号
高知県香南市野市町西野977番地15
債務者　片岡　仁志
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４５号
高知県香南市赤岡町2168番地２
債務者　竹村　佐和
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５６号
高知市塚ノ原420番地　グリーンハイツスギＡ202
債務者　門田　慎也
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６２号
高知県土佐市用石1118番地
債務者　横川　保夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８号
福岡県宮若市長井鶴705番地
債務者　岡本　淳美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３２号
福岡県直方市大字山部597番地
債務者　安部　充郎
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎293番地の14
債務者　野村　博志
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５３号
福岡県田川郡添田町大字添田1092番地の２
債務者　組坂　　健
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５０２号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2512番地38
債務者　早瀬　一彦
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
宮崎市大字島之内253番地142
債務者　萬里　正美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地31　ロイヤルハウス22　2216号
債務者　福元　優子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷6599番地１
債務者　小原　和人
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
沖縄県那覇市字銘苅221番地１　久松マンション602
債務者　翁長　勇吉
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３９号
群馬県みどり市大間々町桐原1570番地の498　介護老人保健施設プランタンおおまま内、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町大間々1955番地１
債務者　野澤　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部